

## 所得分布の長期変動

——推計と分析——

南 亮進・Kwan S. Kim・谷沢弘毅\*

### 1. 分析の目的

クズネッツ(S. Kuznets)が、いわゆる「クズネッツ仮説」または「逆U字型仮説」を提示して以来<sup>1)</sup>、この仮説をめぐる多くの研究が行われた。しかしこれらの多くは1時点における横断面分析か、時系列分析であっても、戦後の短い期間を対象とするものである<sup>2)</sup>。そもそもクズネッツが問題としたのは、経済発展の歴史的過程における所得分布の長期的変化であったはずである。もっとも長期的分析にもいくつかの試みがある。ソルトウ(L. Soltow)の研究がその例の1つである。彼はイギリスの歴史的データ(1688~1963年)を分析して、この仮説にどちらかという肯定的な判断を下している<sup>3)</sup>。しかし所得分布の歴史的データはどこの国でもきわめて限られており、この分野の研究はまだまだ充分ではない。

ここに日本の経験の研究が注目される理由がある。現代日本の所得分布はきわめて平等であるが、かつてはどうであったろうか。明治以降の急速な「産業化」(非農業の相対的拡大)<sup>4)</sup>の過程で、所得分布は不平等化した(所得分布を犠牲にして産業化を達成した)のであろうか。もしそうなら、所得分布が平等化して今日の姿になったのはいつであろうか、またそれはいかなる理由によるものであろうか。これは極めて興味深い問題である。

では日本の所得分布の研究の現状はどうであろうか。これまでの研究は、主として戦後期を対象とするものであった。溝口敏行・高山憲之・寺崎康博等による研究<sup>5)</sup>によって、分布は1960年代に平等化、70年代に一定、80年代にわずかに不平等化という変化はあるものの、その変化はさほど大きなものではなく、また他国と比較して極めて平等であることが明らかになっている。

しかし戦前期についてはまだほとんどわかっていない。かつて汐見三郎・早川三代治によって注目すべき研究<sup>6)</sup>が行われた。汐見は熊本市(1931年)、早

川は北海道のいくつかの町村(1933年)における「戸数割」と呼ばれる地方税のデータを利用して、所得分布を計測した。しかし両氏の研究は特定の地域の、しかも特定の年次についての研究であり、全国の所得分布状況とその時間的変化については、そこからうかがい知ることはできなかった。また高橋長太郎は、第3種所得税(国税)の資料により全国の所得分布を長期間にわたって計測した<sup>7)</sup>。しかし戦前の所得税の免税点は極めて高いため、世帯の大部分はこの資料では把握できず、そこから推計された所得分布は到底実態を反映しているとは言えない。注目されるのは、ロックウッド(W. W. Lockwood)の書物に引用されたアメリカ政府による推計である。これは1930年の全国第3種所得税統計と、同年の熊本市の戸数割資料及び1933年の203村の戸数割資料とを結合したものである<sup>8)</sup>。本稿で試みられる推計でも同様の方法が採用されるが、アメリカ政府推計の基になっている戸数割資料は熊本地方に限られており、また推計年次も1年次に過ぎない。

その後クズネッツの研究を契機として所得分布が経済学者の関心を引くようになると、わが国でもいくつかの研究が行われた。これに先鞭を付けたのが1976年の小野旭・渡部経彦の論文であり、その後大槻聡幸・高松信清による研究、溝口・寺崎による研究などが現れた<sup>9)</sup>。そしていずれの研究も、所得分布は戦前期に不平等化したこと、戦前の所得分布は戦後に比べて不平等であったことを示している。しかしこれらの研究の多くは分布を直接計測したのではなく、労働分配率や産業間所得格差などの動きから間接的に推測したものであった。

ここでわれわれは、前述の汐見、早川の研究に注目したい。彼らの用いた戸数割地方税は、所得税と違ってほとんど全ての世帯に掛けられたから、その賦課基準(所得)の資料を多くの市町村について、しかも長期間にわたって収集することができれば、そこから戦前の所得分布とその変化をかなり正確に計

測できるからである。このように、戸数割資料を大々的に収集し、全国の所得分布を推計し分析することによって、これまで日本の経済発展の研究の空白を埋めるばかりか、世界における所得分布研究にも貴重な材料を提供するものと期待される。

戸数割資料が各市町村の議会議事録に収められていることを知った南と小野旭は、1974年に646の市役所に照会し、戦前期の議事録が保管されているかどうか、(保管されているならば)その中に戸数割資料が含まれているかどうかを調査した。これに対して381の市役所から回答が寄せられ、このうちの85市において戸数割資料が現存していることが判明した。そしてそのうちなるべく一地方に偏らないようにいくつかの市を選択し、それらの役場で資料を閲覧して内容を確認したうえ、それをマイクロフィルムに収めることとした。

この資料収集は極めて金と時間の掛かる仕事であったが、われわれは故高松信清氏の助力をえて、1987年までに41の市役所に保管された膨大な資料を集めることができた。翌年からは一橋大学日本経済統計情報センターがこの作業を引き継ぎ、これまで(1993年7月末現在)15の市役所の資料を収集した。収集された全ての資料は、マイクロフィルムの形ですべて同センターに所蔵され、一般の閲覧に供されている。またその資料から計測された各地・各年次の所得階層別戸数は、現在一橋大学経済研究所電子計算機室においてデータベース化が進行しており、これもいずれ一般に公開される予定である。

この資料の沿革・内容・意義・問題等については、すでに詳しく論じたので、以下の分析に必要な事項だけに止める。戸数割税は多くの市町村でかなり早くから実施されていたが、課税標準が全国的に統一されたのは1922(大正11)年である。これによって、地域によって多少差異はあるものの、その年から戸数割税が存続する最後の年である1939(昭和14)年までの各市町村の戸数割税賦課表には、各納税者の氏名とともに、控除前所得金額(A)、控除後所得金額(B)、所得賦課税額(C)、資産評価個数、資産賦課税額、総賦課税額(D=C+資産賦課税額)が記録されるようになった。このうちA系列が所得分布の計測には最適であるが、それを記録した市町村は極めて少ない。そこでわれわれは、次善の資料としてB系列を用いることとする。またB系列が得られない場合には、C系列とさらにはD系列も利用する。(戸数割税の税率は所得水準とは関係なく一定

であったので、税率がわかればC系列を税率で除してB系列に転換することもできる。)

それらの資料を整理し所得分布を推計する作業も進行し、戸数割資料についての吟味と、山口県を対象としたケーススタディーの結果はすでに発表されている<sup>10)</sup>。その後資料整理を他県にも広げ、今ようやく全国の所得分布を推計する段階に到達した。ここでは1923, 1930, 1937年をベンチマークとし、その3年について資料の整理を行った<sup>11)</sup>。3年に限定したのは、作業量の大きさを考慮したためである。したがって全国の所得分布の推計も、この3年によって試みられる。しかし年次別の変化の分析はこれでは不十分である。かつて山口県について全年次についての推計を行ったのは、この欠点を補うためであった。今回はさらに、データの比較的豊富な神奈川・静岡両県について全年次についての推計を行い、全国レベルでの分析を補完することとした。

まず第2節では、戦前期の所得分布の地域間格差、都市・農村のそれぞれの変化の実態を分析する。第3節では全国の所得分布の推計を行い、戦前期における所得分布不平等度の水準と変動を明らかにする。そして第4節では、戦前の推計結果を戦後と接続して長期的変化を明らかにし、その要因を分析する。特に戦前と戦後との間に見出される大きな格差については、戦後における特殊な経済状態(ハイパーインフレ等)と、一連の制度的変革の効果が強調されるが、この点の詳しい分析は「補論」として独立して行われる。次にこれらの分析結果を踏まえてクズネッツ仮説の評価を行う。そして最後に、残された問題と今後の研究課題について述べる。

## 2. 地域間格差と地域別変動：概観

### 全国

本稿の分析で用いられる戸数割資料は、19都道府県の12市、36町、87村(延べ数、市町村は1939年の時点での行政区分による)に及ぶ。それらの資料によって、3つのベンチマーク年における各市町村の所得分布のジニ係数(G)、変動係数(V)、上位10%の所得割合(Q)が計測された。しかし分析には主としてGが用いられる。

各市町村のGにはどの年次でも大きな格差が認められるが、それを「市町」と「村」とに分類し、それぞれのGを計測してみる<sup>12)</sup>。(ただし1923~39年の間に市に昇格した町は市とし、同じく町に昇格した村は町としてある。)

表1 戸数割資料による全国市町村の所得分布

	年次	所得分布の不平等度指標			平均所得	納税戸数	産業化率	市町村数 <sup>c</sup>
		G	V	Q	y	N <sup>c</sup>	I <sup>d</sup>	
(A)全市町村								
(1)単純平均値	1923	0.528	1.172	42.38	398	110,276	42.7	89
	1930	0.547	1.214	43.61	332	191,067	44.8	115
	1937	0.550	1.219	43.50	325	269,272	46.0	110
(2)プール計算 <sup>a</sup>	1923	0.588	1.360	48.73	452	94,684	55.8	81
	1930	0.713	1.922	66.83	774	187,901	67.2	105
	1937	0.626	1.490	52.78	423	215,230	64.9	94
(3)プール計算 <sup>ab</sup>	1923	0.562	1.283	46.34	412	58,459	50.3	58
	1930	0.586	1.325	47.31	340	65,101	52.8	58
	1937	0.605	1.405	50.00	325	74,301	55.0	58
(B)全市町								
(1)単純平均値	1923	0.564	1.323	47.84	503	67,816	64.5	31
	1930	0.574	1.354	48.08	423	136,705	70.9	38
	1937	0.598	1.417	50.53	392	212,768	73.2	38
(2)プール計算 <sup>a</sup>	1923	0.616	1.487	52.97	521	50,282	70.5	26
	1930	0.624	1.519	53.97	508	117,692	81.0	34
	1937	0.633	1.520	53.74	470	154,461	80.3	30
(3)プール計算 <sup>ab</sup>	1923	0.570	1.367	49.42	503	25,599	64.9	17
	1930	0.582	1.343	48.16	414	29,630	68.5	17
	1937	0.618	1.479	52.54	368	35,569	72.1	17
(C)全村								
(1)単純平均値	1923	0.510	1.089	39.37	352	42,460	31.0	58
	1930	0.534	1.145	41.37	287	54,362	32.0	77
	1937	0.525	1.115	39.79	290	56,504	31.7	72
(2)プール計算 <sup>a</sup>	1923	0.541	1.150	41.35	369	43,837	37.0	55
	1930	0.575	1.266	45.13	312	57,582	35.1	71
	1937	0.584	1.303	46.41	304	60,769	33.6	64
(3)プール計算 <sup>ab</sup>	1923	0.548	1.177	42.29	341	32,860	36.3	41
	1930	0.581	1.276	45.42	278	35,471	34.4	41
	1937	0.588	1.311	46.66	286	38,732	35.0	41

(注) a) 各市町村の全標本をプールして計算した。  
 b) 3年間の全てにデータの得られる市町村について計算したもの。  
 c) 各市町村の合計。  
 d) 1923, 1937年はそれぞれ1920, 1940年の計数。(1)は単純平均値, (2)(3)は加重平均値。ただし1937年は、1930年の市町村別有業者数をそのまま用いて計算した。

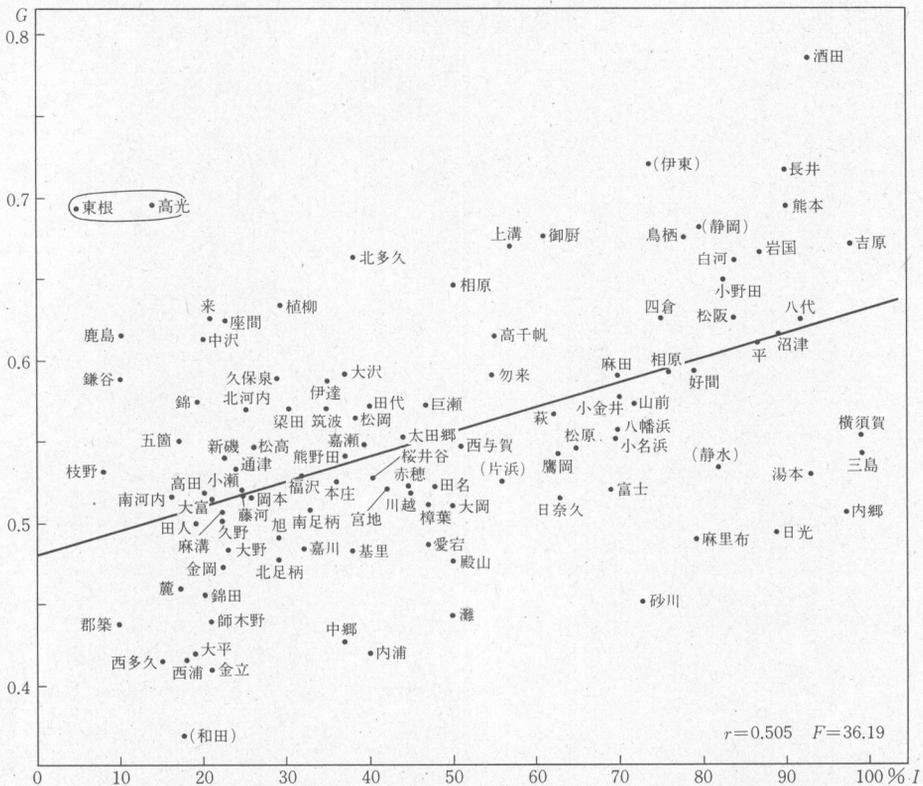
表1の欄A, B, Cはそれぞれ全市町村, 全市町, 全村の推計結果である。そしてここでは、いずれも3種類の計測結果が掲げられている。(1)は各市町村のGの単純平均値である。このメリットは、計算にウエイトとして所得額を必要としないため、所得賦課額(C系列), 賦課総額(D系列)によって所得分布を計測した地域も分析対象に含めることができる点にある。(C, D系列では1戸当たり所得(y)を知ることができない。)この場合、1937年の市町村数は110、普通世帯数(N)は269,272に及ぶ。前者は全国市町村の1.0%、後者は全国戸数の2.0%に相当する<sup>13)</sup>。(2)は、すべての標本をプールして計測した場合である。この計測は所得額(B系列)を用いた場合に限られるが、所得賦課額(C系列)を税率

で除してB系列に変換した場合も含まれる。(3)は(2)の計測を、3年次すべてにデータの得られる市町村に限って行った場合である。当然標本数は、(1), (2), (3)の順で大きい。

いま欄Bと欄Cによって2つの点について観察しよう。第1はGの時間的変化である。この分析のためには、同一の市町村についての計測値(3)を見るのが適当であろう。それによると、村のGは1923~37年の期間に大きな変化は示さなかったが、市町はかなりはっきりとした上昇傾向を示した。市町のそれは0.570から0.618へ、村のGは0.548から0.588へ上昇した。この間市町でも村でも産業化率(就業者における非1次産業の割合、I<sup>14)</sup>)が上昇しており、産業化によって所得分布が悪化したこと



図1 ジニ係数(G)と産業化率(I)との関係:1937年



(注) 1937年の回帰線は東根村、高光村を除いて計測された。括弧で囲まれた市町村は、C系列(C系列を税率で除してB系列に変換した場合を除く)とD系列によって計算されたものであり、この市町村は、全国の分布の推計には用いられない。

が分かる。第2は市町と村との比較である。(2)によればいずれの年でも市町が村より大きい。

次に、所得分布の地域間格差と産業化との関係をいっそう厳密な形で分析しよう。図1はGとIとの関係を描いたものである。1923年ではほとんど相関はないが、1930年では5%の水準で有意な相関が存在し、1937年では東根村(宮城県伊具郡)、高光村(愛媛県北宇和郡)を除くと、1%の水準で有意な相関が存在する。したがって、所得分布の地域間格差は1920年代初めには明らかでなかったが、その後の産業化の進展に伴って次第にその姿を現した、ということは確実である<sup>15)</sup>。

神奈川県・静岡県

以上の分析は、3つのベンチマーク年に関するものであった。しかし所得分布の時間的変化については、どうしても各年次ごとの計数が必要である。このため、各年次ごとの計数が計測された神奈川県・静岡県について、補足的分析を行う。

両県で戸数割資料が収集されたのは33市町村であるが、そのGの動きを見ると、市町と村の間では

変化のパターンに相違があることに気付く。11市町では、短い期間しかデータの得られない静岡市、横須賀市、鷹岡町を除くと、いずれにおいてもGが上昇している。これに対して、22村のうち数年しかデータの得られない麻溝村、福澤村、北上村、片浜村、大富村、和田村、中郷村を除いた15村について見ると、Gの上昇傾向が明らかに認められるのは3村で、ほかの12村ではところによっては大きな変動はあるものの、期間全体を通してみると一定か減少傾向さえ示している。

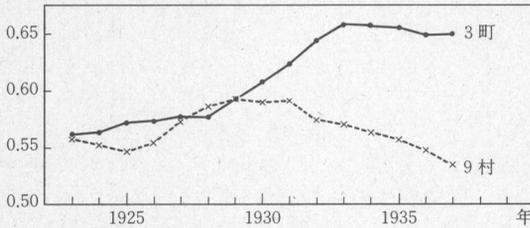
このような町と村との相違は、町と村のそれぞれの平均値を算出することによっていっそう明らかになる。まずデータが得られる市町村が比較的多い1937年について分析する。表2の欄Aには、9市町と15村のそれぞれのGとVを加重平均した計数が掲げられている<sup>16)</sup>。Gを例にとると、市町では0.557に対して村では0.508であり、市町がより不平等であることが明らかである。次にそれらの市町のうち、データが長期にわたって得られる3町と9村を選んでGとVを算出したのが、欄Bである。ま

表2 神奈川県・静岡県の市町、村の所得分布

	年次	所得分布不平等度の指標		平均所得 y°円	納税戸数 N	産業化率 I°%	
		G°	V°				
(A) 9市町 <sup>a</sup>	1937	0.557	1.325	474	63,804	81.8	
	15村 <sup>b</sup>	1937	0.508	1.126	250	9,508	30.9
(B) 3町 <sup>c</sup>	1923	0.565	1.524	423	2,299	43.2	
	1930	0.580	1.682	386	2,453	48.4	
	1937	0.656	1.981	282	2,596	50.8	
	9村 <sup>d</sup>	1923	0.558	1.275	268	5,247	22.9
		1930	0.593	1.385	207	5,541	30.8
		1937	0.529	1.204	237	5,539	33.9

- (注) a) 横須賀市, 上溝町, 座間町, 清水市, 沼津市, 三島市(1939), 富士町(1938), 吉原町(1935), 鷹岡町。  
 b) 新磯村, 麻溝村(1938), 田名村(1939), 大澤村, 相原村, 大野村, 北足柄村, 南足柄村, 福澤村, 岡本村, 金岡村(1935), 大平村, 内浦村, 中郷村(1939), 大富村。  
 c) 上溝町, 座間町, 吉原町。  
 d) 新磯村, 田名村, 大澤村, 相原村, 大野村, 北足柄村, 南足柄村, 岡本村, 内浦村。  
 e) 加重平均値。  
 f) 加重平均値。1923, 1937年はそれぞれ1920, 1940年の計数。ただし1937年は, 1930年の市町村別有業者数をそのまま用いて計算した。

図2 神奈川県・静岡県の町と村のジニ係数の推移



(資料) 表2の欄B。

た図2には, 各年次の計数が描かれている。それによると, 3町の平均値が期間全体として顕著な上昇傾向を示すのに対し, 9村の平均値はほとんど変化していない。

両県の市町における所得分布の不平等化と村における一定性は, 産業化のパターンと関係しているように思われる。1920~40年には市町のIは大きく上昇し, 村のそれは緩やかに上昇した。町における急速な産業化は所得分布を不平等化したのである。町における産業化については, 1930年代における神奈川県の急速な工業化が注目される。そこでは, 1930~40年に工場数は944から2,606へ, 職工数は4万3千人から20万9千人へ増加した。これは主として京浜工業地帯における重化学工業の成長によるものである。重化学工業の工場数はこの間232から1,281へ, 職工数は2万1千人から17万8千人へ激増したのである<sup>17)</sup>。神奈川県の30年代における所得不平等化の現象は, このような急速な重化学工業

化を抜きにしては理解できない。

全国ベースの分析と神奈川県・静岡県の分析とを比較すると, 市町では所得分布が不平等化した点で一致している。どうやらこれは疑いのない事実と言えよう。しかし村については, 必ずしも一致していない。全国では不平等化した, 両県では不平等化は見られなかった。どうやら村の分布は, 地域によってかなり違った変化を示したのであろう。

### 3. 全国所得分布の推計

表1の欄Aに掲げた全市町村の推計値を見よう。欄(1)は各市町村の不平等度指標の単純平均値であり, 欄(2)は全市町村の全標本をプールして計算した不平等度であるが, それらは全年次において極めて大きな数字となっている。また欄(3)は同一の市町村について計算した指標であるが, それによるとジニ係数は, 1923年から1937年にかけて0.562から0.605へ上昇している。所得分布は不平等化したことは疑いない。

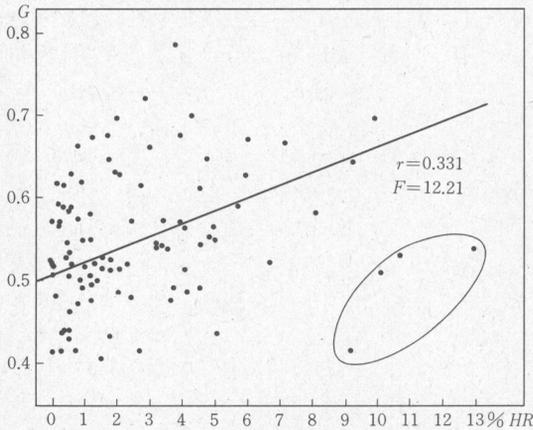
しかしこの推計には2つの問題がある。第1に, この資料は東京, 大阪, 名古屋, 京都等の大都市をカバーしていない。資料が収集された地域のうち最も大きいのは横須賀, 静岡, 熊本等で, 世帯数は1940年でもせいぜい4万戸の市に過ぎない(東京市は142万戸, 大阪市は72万戸)。第2に, 資料の収集地はそもそも標本抽出によって選定されたものではなく, たまたまその市町村で戸数割税が採用され,

表3 戸数割資料による全国高額所得者と全国非高額所得者の所得分布

	年次	所得分布の不平等度指標			平均所得	納税戸数	
		G	V	Q%	円	N	
(A) 高額所得者 (1)	1923	0.383	0.883	34.90	3,721	3,956	
	1930	0.478	1.027	36.75	5,595	16,885	
	1937	0.357	0.811	32.75	3,510	9,950	
	(2)	1923	0.384	0.888	35.02	3,692	1,924
		1930	0.338	0.768	31.56	3,299	1,804
		1937	0.352	0.807	32.78	3,402	2,074
(B) 非高額所得者 (1)	1923	0.475	0.906	31.89	310	90,728	
	1930	0.498	0.970	33.95	297	171,016	
	1937	0.512	1.010	35.39	274	205,280	
	(2)	1923	0.460	0.880	31.34	300	56,535
		1930	0.502	0.983	34.40	256	63,297
		1937	0.516	1.025	35.97	237	72,227
(C) 非高額所得者 (修正値)	(1)	1923	0.359	0.683	26.36	393	90,221
		1930	0.377	0.731	27.92	375	169,900
		1937	0.382	0.750	28.71	349	204,016
	(2)	1923	0.346	0.660	25.89	385	56,295
		1930	0.372	0.722	27.77	336	63,069
		1937	0.375	0.740	28.61	316	71,953

(注) (1) データの得られる全市町村について計算。  
 (2) 3年次の全てにデータの得られる市町村について計算。欄Cの修正値の計算については本文を見よ。

図3 ジニ係数(G)と高額所得者割合(HR)との関係：1937年



(注) 図の回帰式は括弧に囲まれた4村を除いて計算された。  
 1923, 1930年における相関係数(F値)は、それぞれ0.107(0.92), 0.269(7.96)である。  
 (資料) HR=1戸当たり所得1,500円以上の世帯数/全世帯数。

その資料が残存し、その資料の複製が許可されたという偶然の結果に過ぎない。しかし全国の所得分布の推計にはこの資料を利用するしか方法がない。そこでわれわれは次の仮定を置くことによって、この貴重な資料を活用することにする。

第1の仮定は、各市町村間の不平等度の格差は、

高額所得者の存在によるもので、非高額所得者の所得分布は東京など大都市でもあまり変わらない、というものである。産業化によって所得分布が悪化するという事実の背景には、産業化によって、高額所得者が絶対的・相対的に増加したという事実があるように思われる。いま高額所得者を1人当たり所得1,500円以上の者と定義しよう<sup>18)</sup>。全納税戸数(N)に占める彼らの割合をHRとすると、1937年では、それとGとの間には確かに相関がある<sup>19)</sup>(図3)。これに対して、非高額所得者について計測したGとIとの間には、いずれの年次においても相関はまったく存在しない(図4)。次に所得分布を、非高額所得者と高額所得者のそれぞれについて計測して見よう(表3)。欄A, Bがその結果であり、それぞれについて各年次にデータの存在する市町村を全て用いた場合(1)と、3年次に共通の市町村に限った場合(2)とについて計算されている。これによると非高額所得者と高額所得者の不平等度は、(1)(2)のいずれにおいても、全体のそれ(表1の欄A)より小さい。また両者の所得には極めて大きな格差が存在する。例えば1937年では、非高額所得者の所得は高額所得者の7-8%に過ぎない。この大きな所得格差が、全体の所得分布を不平等にしているのである。

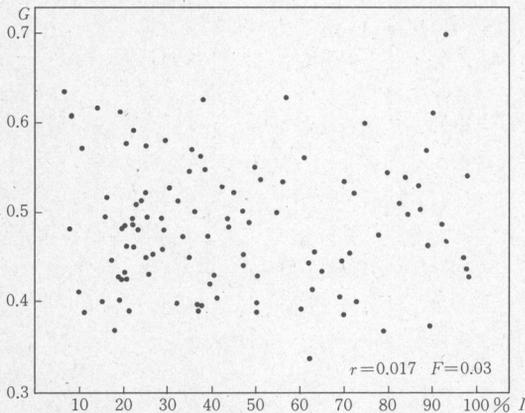
第2の仮定は、資料の収集地が、まったくの偶然

表 4 全国世帯の所得分布

	年次	所得分布の不平等度指標 <sup>a</sup>			平均所得 <sup>a</sup>	世帯数 <sup>b</sup>	
		G	V	Q%	y円	N'	
(A)高額所得者	1923	0.433	1.095	41.93	4,241	518,332	
	1930	0.434	1.090	41.72	4,291	461,466	
	1937	0.456	1.161	43.89	4,564	568,723	
(B)全世界帯	(1)	1923	0.610	1.466	52.32	490	11,512,357
		1930	0.613	1.456	51.79	446	12,600,276
		1937	0.647	1.602	56.59	454	13,798,648
	(2)	1923	0.605	1.475	52.75	481	11,512,357
		1930	0.632	1.546	54.82	406	12,600,276
		1937	0.664	1.693	59.60	418	13,798,648
(C)全世界帯 (修正値)	(1)	1923	0.509	1.224	45.34	570	11,512,357
		1930	0.508	1.207	44.67	521	12,600,276
		1937	0.541	1.341	49.02	526	13,798,648
	(2)	1923	0.504	1.227	45.55	562	11,512,357
		1930	0.518	1.265	46.64	484	12,600,276
		1937	0.550	1.400	51.02	494	13,798,648

(資料) a) 欄 A：第3種所得税統計。  
 欄 B：表3欄 B の標本と本表欄 A の標本をプールして計算。  
 欄 C：表3欄 C の標本と本表欄 A の標本をプールして計算。  
 b) 欄 A：第3種所得税納税戸数。納税者数から同居人数を差し引いて求めた。  
 欄 B, C：国勢調査による普通世帯数。1923, 1937年の計数は、それぞれ1920年と1925年の平均値、1935年と1940年の平均値。総務庁統計局1978, 168頁。

図 4 非高額所得者のジニ係数(G)と産業化率(I)との関係：1937年



(注) 1923, 1930年の相関図は省略した。そこでその相関係数(F値)は、それぞれ0.199(3.27), 0.182(3.52)である。

ではあるが標本抽出の結果と一致しており、全国の所得分布の状況を正しく反映している、というものである。この仮定を正当化することは難しいが、やむを得ない仮定として前提しよう。これらの仮定のもとでは、105市町村(1937年の場合)の非高額所得者の所得分布(表3の欄B)を、全国の非高額所得者の所得分布と見なすことができる。

次に全国高額所得者の所得分布を求める。これは国税局によって公表されている第3種所得税(個人

所得)の結果によって、問題なく計測することができる<sup>19)</sup>。その結果は表4の欄Aとして掲げられている。この全国高額所得者数(第3種所得税納税者数<sup>20)</sup>)は、国勢調査による全国普通世帯数(欄B)のごく一部を占めるに過ぎない。1923年では4.5%、1930年では3.7%、1937年では4.1%である。

全国世帯の所得分布は、上記の非高額所得者の所得分布と、上記の高額所得者の所得分布を結合することによって推計される。すなわち、y=1,500円以上の階層については第3種所得税統計の所得分布をそのまま仮定する。そして1,500円未満の階層については、戸数割統計から計測された105市町村(1937年の場合)の所得階層別世帯数に修正係数を乗じて、全国ベースに膨らませたものを適用するのである。修正係数とは、全国非高額所得者数に占める戸数割資料で捉えられた非高額所得者の割合である。1937年を例にとると、全国普通世帯数13,798,648(表4の欄B)から高額所得者数568,723(表4の欄A)を差し引いた13,229,925が全国非高額所得者数である。しかし戸数割資料でカバーされたものは205,280(表3の欄B-1)であり、それは前者の64.448分の1である。そこで表3の欄Aの全標本に一律にその倍率を乗じて、全国非高額所得者の所得階層別人員を求める。これに高額所得者の所得階層別人員を加えて全国世帯の所得分布を計算す

表5 農家・非農家所得比率と農・非農業労働生産性比率

	1930	1936
(1) 戸数割資料による農家・非農家所得比率		
大阪府岸和田市	0.40 <sup>a</sup>	
福島県白河町	0.39 <sup>b</sup>	0.41 <sup>c</sup>
(2) 全国農家・非農家所得比率	0.39 <sup>d</sup>	0.39 <sup>e</sup>
(3) 1次・非1次農業労働生産性比率	0.26 <sup>d</sup>	0.26 <sup>f</sup>

(注) a) 1928, 31, 34年の加重平均値。

b) 1927~33年の加重平均値。

c) 1934~39年の加重平均値。

d) 1927~33年の平均値。

e) 1934~39年の平均値。

f) 1934~38年の平均値。

(資料) (1) 南・小野1988, 31-34頁。

(2) Otsuki and Takamatsu 1982., p. VII-16.

(3) 南1992, 表9-2(212頁)と同じ。

るのである。その結果は表4の欄B-1に掲げられている。しかしこの推計では、3年次で用いられた戸数割資料の範囲(市町村)が異なるため、3年次間の連続性に問題がある。そこで3年次に共通して得られる戸数割資料に限定して計測したのが欄B-2である。いずれの年でもジニ係数は驚くほど高い。

#### 推計の補正

ではこの推計値に問題はないであろうか。第3種所得統計は全国をカバーしており、所得の把握能力も税務署の方が市町村役場より高く、統計の信頼性は戸数割統計よりは高いと考えられる。問題は戸数割統計にある。

第1は、われわれの推計が、東京等大都市の所得分布を十分に反映しているかどうか、という問題である。ここで再び図3を見よう。ここでは各市町村のGが、高額所得者の割合(HR)と正の相関関係を有していた。ところで全国のHRは1937年において4.14%であり、この数値をこの回帰線に当てはめることによって、全国のGが推定される。それは0.57であり、これと比較すれば表4の欄Bの推計値は多少高めである、と言えよう。

第2は、戸数割資料の所得額の信頼性である。もしもそれが過少に評価されており、その結果、非高額所得者の分布(戸数割資料による)と高額所得者のそれとを結合すると、全体の不平等度が過大に評価されるという可能性がある。戸数割資料の所得額については、差し当たり2つの問題が考えられる。

1) 農家の自家消費が除外されているという可能性である。確かに自家消費の推定は難しく、この可能性は否定しがたい。しかし伊藤武夫によれば、新潟県米倉村について、「府県税戸数割規則」の下での所

得の申告、調査、決定のプロセスが役場担当吏の念入りな作業によって進められた<sup>21)</sup>。また高松信清による、静岡市の当時の市税務職員からのヒヤリングによれば、そこでは、数戸の標本農家より聞き取りで田畑別に反当たり農業所得を調べ、これを基準に各戸の農業所得を算出したという<sup>22)</sup>。標本農家の「農業所得」が農業生産額から経費を差し引いて算出されたのなら、その農業所得は自家消費を含むことになる。果たしてこのような方法で調査されたかどうかは、今となっては知るよしもない。

この点での判断材料を提供するために、戸数割資料から計測された農家の所得水準を他の産業と比較することが考えられる。大阪府岸和田市(1928~34年)と福島県西白河郡白河町(1927~39年)の戸数割資料では納税者の産業が記されており、それを整理した結果によると、農林水産業の所得は全産業の39~41%となっている(表5の欄1)。これに対して全国の農家所得と非農家所得との比率(欄2)は0.39であり、戸数割資料による農家の所得水準と他産業との比率にほぼ一致している。また農業生産性と非農業生産性との比率(欄3)は0.26であり、戸数割資料による農家の所得水準と他産業との比率よりかえって小さいことが分かる。このような統計的事実は、戸数割資料による農家の所得水準が、他産業との比較において過小ではないらしいこと、したがって戸数割資料の所得には、自家消費が全面的に欠落しているとは言えないことを示している。

2) 所得分布の計測は控除後所得(B系列)によって行われたため、控除分だけ所得が過小になっているという可能性である。控除前所得(A系列)の得られる市町村は全国でも極めて限られている。それらの市町村のA系列のB系列に対する割合は平均80%である(表6)。そこで戸数割資料による全世帯の平均所得 $y$ (表1の欄A-3)に0.20を乗じて控除額を求める。それは1923, 1930, 1937年でそれぞれ90円, 85円, 83円となる。この控除額を非高額所得者のB系列に一律に加算して、控除前所得を求める。それを利用して計算した所得分布(表3の欄C)は、補正前(欄B)より平等となっている。そしてこの所得分布と高額所得者の所得分布を結合すると、表4の欄Cの修正値が得られる。このうち(2)は、3年次に共通した資料によって計測されたもので、これがわれわれの最終結果である。これは修正前(欄B-2)よりかなり平等となっている。

この最終結果によると次のことが分かる。第1に、

表6 控除後所得(B系列)の控除前所得(A系列)に  
対する割合: 2市・5村 %

山口県玖珂郡愛宕村	9年 <sup>a</sup> の平均	86.9
愛媛県八幡浜市	5年 <sup>b</sup> の平均	91.8
愛媛県宇和島市	3年 <sup>c</sup> の平均	72.1
愛媛県北宇和郡九島村・来村	9年 <sup>d</sup> の平均	84.5
愛媛県北宇和郡高光村	1年 <sup>e</sup>	77.6
広島県安芸郡温品村	2年 <sup>f</sup>	69.7
平 均		80.4

(注) a) 1923, 1925, 1930, 1933~38年.  
b) 1935~39年.  
c) 1922, 1932~33年.  
d) 1923~24, 1927, 1929~34年.  
e) 1922年.  
f) 1930, 1934年.

(資料) f) 佐藤1992, 表3(231頁).

戦前日本の所得分布が極めて不平等であった(Gは観察期間中0.50以上であった<sup>23)</sup>)こと、第2に、Gはこの期間において上昇した(その結果1937年にはほぼ0.55となった)ことは間違いない事実であろう。

#### 4. 結論とその含意

##### 推計の意義

本稿における所得分布の推計は、いまなお多くの問題を解決せずに残しているが、戦前期についての初めての本格的推計であり、これによって、日本では経済発展の初期に所得分布はどのような水準にあり、どのように変化したかを初めて明らかにしたものとと言える。近年、現代の発展途上国における成長と平等との関連の分析が盛んに行われているが、それとの関係で本稿の研究が注目されることを期待したい。

さらに本稿の推計方法自体も、途上国研究に重要な示唆を与えるものである。本稿では、高額所得者のみを対象とした全国所得税統計は所得分布の不平等度を著しく過少評価することを明らかにし、その統計の弱点を低額所得者を含む戸数割資料で補うことによって、所得分布を推計した。そしてそれが著しく不平等であったことが、その推計によって明らかにされたのである。同様のことは途上国研究についても存在するはずである。おそらくそこで用いられているデータは、高額所得者と低額所得者のどちらかまたは双方の所得が著しく過少となっており、そこから計測された所得分布は実際よりかなり平等になっているものと想像される。例えば最近発表された韓国の推計は、財閥等高額所得者の所得を修正することによって、極めて不平等な所得分布を導いている<sup>24)</sup>。われわれの推計は、最近におけるこのよ

うな研究動向の一環として位置づけることができよう。

##### 戦前の変化とその要因

全国の所得分布は、1920年代と30年代において緩やかな上昇傾向を示したが、それ以前はどうか。1921年以前にも戸数割税は存在した。しかし賦課税表が残っている町村は極めて限られているし、残っている税表も、われわれがこれまでに使用した22年以降の税表よりはるかに簡略化したものである。第1に、統計は賦課総額のみで、所得額と所得賦課額は得られない。第2に、それは個人別統計ではなく税等級別戸数に過ぎない。比較的長期的系列の得られる15町村を選び、10年づつの3つの期間のジニ数Gの平均値を計算したのが表7である。この結果の信頼性には問題なしとは言えないので、ここでは暫定的結論として以下の2点を指摘したい。

第1に、ジニ係数は1890年代から1910年代まで上昇しており、すでに見出した1920年代以降の分布の悪化傾向が、実はもっと以前から続いていたらしい<sup>25)</sup>。第2に、ジニ係数は19世紀の末においてもすでに0.48という高い水準にあったらしい。

所得分布の悪化の要因としては、1)都市部の分布の悪化、2)農村部の分布の悪化、3)都市と農村との所得格差の拡大が挙げられる。以下1), 3)について検討し、2)の検討は別の論文に譲ることにしたい。

1)都市部の分布の悪化。この背後には、非1次産業における所得分布の不平等化があったと考えられる。これを裏付ける材料として溝口の分析がある。そこでは「労働統計実地調査」等によって世帯所得が産業別に推計され、その対数分散(農家を除く)は1923~38年に0.17から0.27へと上昇している<sup>26)</sup>。ところで非1次産業における所得分布の不平等化は、次のような2つの要因によって説明されよう。

a)非1次産業の労働分配率の低下。この産業の労働分配率(7ヵ年移動平均による)は今世紀初頭には70%という高い水準にあったが、その後1916年頃まで低下した。それ以降急速に上昇するが、1923~5年をピーク(62%)として再び低下する。そして1937年には49%となった<sup>27)</sup>。したがって本稿での観察期間(1922~39年)は、ちょうど分配率が顕著に低下した時期であったのである。この労働分配率の長期的低下は、過剰労働の存在によるものである。農村・中小零細企業から構成される非近代部門に過剰労働が滞留していると、その賃金は停滞する。

表7 19世紀末からの所得分布の変化：15町村

	G			年数		
	1891～ 1900	1901～ 1910	1911～ 1921	1891～ 1900	1901～ 1910	1911～ 1921
静岡県駿東郡金岡村	0.389	0.334	0.428	9	10	11
〃 田方郡西浦村	0.233	0.304	0.328	7	4	11
〃 富士郡吉原町	0.531	0.571	0.668	3	5	6
山形県 酒田市	0.759	0.776	0.788	5	10	11
福島県磐前郡鹿島村	0.138	0.316	0.445	6	7	4
〃 西白河郡白河町	0.514	0.532	0.703	6	9	11
山口県 阿武郡萩町	0.587	0.588	0.612	10	9	9
〃 〃 椿村	0.445	0.580	0.578	9	10	11
〃 〃 山田村	0.533	0.529	0.569	10	10	11
〃 玖珂郡愛宕村	0.523	0.443	0.497	7	4	5
〃 〃 通津村	0.618	0.632	0.637	4	7	10
〃 〃 川下村	0.567	0.530	0.512	9	10	11
〃 〃 小瀬村	0.249	0.388	0.458	2	10	11
〃 〃 南河内村	0.450	0.475	0.495	8	10	10
〃 吉敷郡嘉川村	0.593	0.578	0.613	10	10	11
平均	0.475	0.505	0.555			

大企業からなる近代部門では活発な技術導入によって生産性が急上昇するが、賃金は非近代部門の影響で生産性ほどには伸びない。こうして分配率が低下したのである<sup>28)</sup>。

賃金所得は財産所得より分布が平等である。財産所得は資産額に大きく依存するが、資産額の分布は極めて不平等であることを思えば、これは当然であろう。これを証明する戦前のデータとしては、汐見・その他の書物に取り上げられた熊本市の1930年の戸数割統計のみであろう<sup>29)</sup>。そこでは所得階層別戸数が全世帯、勤労世帯のそれぞれについて掲載されている。それによるジニ係数は、全世帯では0.663、勤労世帯では0.406となり、明らかに賃金所得は総所得(したがって財産所得)より所得分布が平等である<sup>30)</sup>。したがって、労働分配率の低下は非1次産業の所得分布を悪化させたはずである<sup>31)</sup>。

b)非1次産業の賃金格差の拡大。賃金格差には産業別格差、規模別格差、職種別格差、男女別格差、年令別格差等があり、それらの変化パターンは同一ではないが、それらは概ね1920年代に発生または拡大したことが知られている。この時期は日本経済の体質改善の時期であり、産業構造の近代化(重工業化)や設備・経営の合理化が行われた。その一環として大企業は、熟練労働力を温存し不熟練労働力を解雇または新規採用を手控えた。終身雇用制度・年功序列賃金体系は、熟練労働力をつなぎ止めるための方法として、この頃一般化したのである。かくして熟練労働力の需要は減退せず、不熟練労働力の

需要は大きく減退した。こうして賃金格差の著しい拡大が生じたのである<sup>32)</sup>。これはこの産業内部での所得分布を不平等化したことは言うまでもない。

3)都市・農村間所得格差の拡大。戸数割資料によると、全市町の平均所得に対する全村のその割合は、1923、1930、1937年において0.73、0.61、0.64である(表1の欄B-2、C-2)。このような所得格差の背景には、農家・非農家の所得格差の拡大があるはずである。大槻・高松推計によると、それは3年次でそれぞれ0.50、0.39、0.40(7カ年移動平均)である<sup>33)</sup>。1923年と1937年とを結ぶと、都市・農村間所得格差も農家・非農家の所得格差も拡大しており、これは基本的には非農業の繁栄と農業の停滞とから生じたものである。

#### 戦前・戦後間格差とその要因

1920、30年代のジニ係数は0.50から0.55の間にあり、それは現代のラテンアメリカ諸国等に匹敵する高さである。戦前期の日本はこのように驚くべき不平等社会だったのである。しかし戦後になると一転して平等社会となっている。戦後初期の所得分布の計測としてはワダ(R. O. Wada)のものがある。それによると1956年のジニ係数は0.313であり<sup>34)</sup>、戦前との格差は歴然としている。これは1)都市の所得分布の改善、2)農村の所得分布の改善、3)都市・農村間所得格差の縮小によって説明される。

1)都市の所得分布の改善。これは戦争中の爆撃が一部資産家の資産を破壊し、終戦直後のハイパーインフレは彼らの金融資産を目減りさせ、それに財閥

解体と財産税・富裕税が追い打ちを掛けて戦前の資産家を没落させたこと、また労働組合の急激な普及による賃金の上昇によって、非1次産業の労働分配率が戦前に比べて飛躍的に上昇したことに依存している。労働分配率は30年代末には50%程度であったが、1950年代半ばでは70%となっている。これらの要因は、すでに多くの人によって指摘されているところであるが<sup>34)</sup>、「補論」におけるわれわれの研究は、このうち財産税・富裕税の効果を強調している点で特徴がある。

2) 農村の所得分布の改善。ここでは農地改革による地主・小作制度の崩壊が、決定的な要因であることは疑いない。さらに農地の買収が分割現金払いで、それがインフレ下で行われたため、農民の負担を著しく軽減した<sup>35)</sup>。戸数割資料を用いた南・小野推計によると、白河町の農林業世帯のジニ係数は1927~39年平均で0.468であり、また岸和田市の1928, 1931, 1934年の平均値は0.637である。これに対して「就業構造基本調査」による全国農林水産業世帯のジニ係数は、1956年では0.316, 1959年では0.349に過ぎず、戦前との格差は歴然としている<sup>36)</sup>。

3) 都市・農村間所得格差の縮小。農家・非農家の格差は、1920~40年では0.4-0.5(大槻・高松推計)であるが、1955年には0.7となり、それはさらに上昇して70年代半ばにはほぼ1となっている(溝口推計)<sup>37)</sup>。格差の縮小には農産物価格維持政策等の農業保護が大きく貢献したはずである。

#### クズネッツ仮説の評価

前節の分析では、19世紀末から戦前末期まで、所得分布が緩やかに悪化した事が明らかにされた。工業化(産業化)は1880年代中葉に始まっており、産業化の過程で分布が悪化したという事実は、クズネッツ仮説の前半部分(産業化初期における分布の悪化)が確かに成立することを示す。

ではその後半部分(産業化後期における分布の改善)はどうかであろうか。ワダ推計によるジニ係数は、1956年(0.313)から1962年(0.382)まで上昇した。また溝口・高山推計のジニ係数は、1962年の0.376から65年の0.344まで低下し、その後70年代まで目立った変化は示していない<sup>38)</sup>。(80年代には若干上昇する。)要するに、ジニ係数は50年代に上昇し60年代に低下したのである。溝口によると、これはこの頃労働市場が過剰から不足基調に変わった(経済がいわゆる「転換点」を越えた)ことと関連している<sup>39)</sup>。転換点を越えることによって、分配率は低下

を停止(あるいは若干上昇)し、賃金格差も縮小し、所得分布を平等化したことは間違いない。非1次産業の分配率は1953年の71.0%から1961年の64.1%まで低下し、その後70年頃までは緩慢な上昇を示した。また各種賃金格差は50年代前半に拡大したものの、60年を中心とする数年間に大きく縮小した。

1960年を中心とする所得分布のこのような変化は、クズネッツ仮説の後半部分を支持するように見える<sup>40)</sup>。しかしこの仮説はもともと、経済発展における長期的現象として主張されたものであるから、本来は戦前を視野に入れて検討しなければならない。そうすると、戦前・戦後間のジニ係数の低下はあまりにも大きく、これと比較して50~60年代の変化は小さいものに見えてくる。したがって、クズネッツ仮説の後半部分のわが国への適応可能性については、かなり慎重であらねばならない。そしてこのことは、途上国にも重要な示唆を与える。所得分布の本格的な平等化には、経済発展による産業間生産性格差の縮小や労働市場の転換等、経済の自然法則に待つことだけでは不十分であり、大胆な制度改革が必要であることを示していると言えよう。

#### 今後の課題

戸数割資料の収集は依然として続いており、そのコレクションは今後一層拡大するはずである。これによって全国所得分布の推計も当然改定されねばならない。このことを別にして、われわれは次の2つの研究を進めたいと考えている。

第1は、推計結果の社会的・政治的意味の検討である。戦前の不平等社会は不安定で、その事実が当時の不安定な政治状況の背景にあり、軍国主義・ファシズムの成長を助けることとなった。逆に戦後の平等社会は、アメリカから移植された民主主義が根づく基礎となったと思われる。現在ラテンアメリカ等の発展途上国では、分布が著しく悪化して社会・政治の不安定を招いており、日本におけるこのような経験との比較は興味深い。

第2は、戦前日本の農村の所得分布の分析である。それは本稿の分析期間では不平等化したが、それはなぜであろうか。当時地主・小作制度は衰退し、小作料も逓減していたと言われるが、それは所得分布にいかなる影響を与えたか。また当時盛んであった小作争議の影響はどうか。さらには当時の農村で起こった反都会主義・農本主義の動きは、所得分布の状態とどのような関係を持っていたであろうか。

(一橋大学経済研究所・Kellogg Institute for International Studies University of Notre Dame・前住信基礎研究所)

注

\* 本研究は溝口敏行教授(一橋大学経済研究所)の御教示に負う所が大きい。またこの研究の一部では、佐藤正広助教授(同日本経済統計情報センター)と共同で進めてきた神奈川・静岡県県の統計整備の中間結果を利用している。両氏に厚く感謝したい。

- 1) Kuznets1955, 1963.
- 2) 横断面データによる国際比較分析では概ね肯定的結論が導かれている(Paukert 1973は代表的なものである)。しかし各国の時系列データによる分析では、肯定的論調のもの(Mizoguchi1985; Oshima 1991)と否定的なもの(Fields 1991)とがあるのが現状であり、この仮説は定説化しているとは言えない。
- 3) Soltow 1968.
- 4) 産業化、工業化の概念、その日本における歴史については南 1992, 第5章第1節参照。
- 5) 例えば溝口・高山・寺崎 1978; Mizoguchi and Takayama 1984; 高山 1980.
- 6) 汐見・他 1933; 早川 1944; Hayakawa 1951.
- 7) 高橋 1955.
- 8) ロックウッド 1958, 361 頁。
- 9) Ono and Watanabe 1976; Otsuki and Takamatsu 1982; 溝口 1986, 1987; 寺崎 1986, 1987.
- 10) 南・小野 1987.
- 11) サンプルを増やすため、ベンチマーク年のそれぞれ前後2年づつの計数も用いた。したがって、例えば1923年の計数は、1921-25年のいずれかの年次(出来るだけ1923年に近い年次)の計数である。
- 12) 全市町村を後述する産業化率(I)の大ききで分類することも行ったが、結果はさほど違わなかった。
- 13) 全国市町村数と全国世帯数は、1935年と1940年の計数(総務庁統計局 1987, 22, 168 頁)から推計した。
- 14) 産業化率は就業者数における非1次産業の割合である。資料は内閣統計局 1924-26, 1933-34; 総理府統計局 1962.
- 15) 山口県についても同じ結論が得られている(南・小野 1987, 338-341 頁)。
- 16) 加重平均の方法は南・小野 1987, 338 頁参照。
- 17) 神奈川県県民部県史編集室 1982, 212-214 頁。
- 18) 全国所得税統計の免税点は1923年で800円、1930年、1937年で1,200円である。しかし戸数割資料の階層区分の関係で1,500円以上を高額所得者とみなした。
- 19) このことは、高額所得者の地域分布が所得分布の地域間格差の要因であることを示す。高額所得者の地域分布については谷沢の研究(1992)がある。なお  $y$  と  $HR$  との間には緊密な相関関係がある。1923年、1930年、1937年の相関係数(F値)は、それぞれ0.839(187.00), 0.684(90.76), 0.922(574.10)である。
- 20) 大蔵省主税局 1925, 131-141 頁; 1932, 22-32 頁; 1939, 16-19 頁。
- 21) 伊藤 1974, 25 頁。

- 22) 南・小野・高松 1981, 12 頁。
- 23) アメリカ政府推計の所得分布表(ロックウッド 1958, 361 頁)から計算されるジニ係数は0.471で、われわれの推計よりかなり小さい。
- 24) Ann 1992.
- 25) 1911-21年のGは0.555(表7)であり、それは1923年の0.588(表1の欄A-2)より小さい。これはデータの性格の違い、対象となっている市町村の違いによるものであろう。ただし19世紀末から1910年代にかけてと、1920年代から30年代にかけての2つの時期に、Gの上昇があったということは言えそうに思われる。
- 26) 溝口 1986, 155 頁。
- 27) 南・小野 1978 a, 164 頁。後に引用される戦後の計数も同じ。
- 28) 戦前・戦後の分配率の変化については南 1992, 239-241 頁参照。詳しい議論は南・小野 1978 b.
- 29) 汐見・他 1933, 42-45 頁。
- 30) 戦後では全国のデータでこの関係を確かめることができる。1956年の「就業構造基本調査」(総理府統計局 1957, 268-269 頁)によると、賃金所得は非賃金所得に比べて低所得階層に集中している。この時労働分配率と所得分布の不平等度との間に相関が生じることは、次の注で明らかである。

	賃金所得	非賃金所得
下位 25%	5.63%	4.14%
下位 50%	17.82	10.05
下位 75%	45.3	22.3
上位 25%	54.7	79.7

31) いま簡単に賃金所得  $W$  と非賃金所得  $R$  とが、それぞれ貧困者の所得  $W_p, R_p$  と非貧困者の所得  $W_n, R_n$  とから構成されるものとしよう。(  $W = W_p + W_n, R = R_p + R_n, Y_p = W_p + R_p, Y_n = W_n + R_n, Y = Y_p + Y_n$  ) この時貧困者所得に対する非貧困者所得の比率  $Y_n/Y_p$  は、労働分配率  $S = W/R$  の関数として表現される。ただし  $w_p = W_p/W, r_p = R_p/R$ 。

$$Y_n/Y_p = [(1-w_p)S + (1-r_p)] / (w_pS + r_p)$$

$$d(Y_n/Y_p)/dS = (r_p - w_p) / (w_pS + r_p)^2 \leq 0$$

as  $r_p \geq w_p$ .

かくして「低所得階層の所得は主として賃金所得からなり、高所得階層の所得は主として非賃金所得からなる」という条件の下では、労働分配率の上昇によって所得格差は縮小し分布は平等になる。

- 32) 戦前・戦後の賃金格差の変化については南 1992, 231-235 頁参照。
- 33) Otsuki and Takamatsu 1982, VII-16.
- 34) Wada 1975, p. 525.
- 35) 溝口 1986, 155 頁。
- 36) 南・小野 1988, 31-34 頁。
- 37) 溝口 1986, 154 頁。
- 38) Mizoguchi and Takayama 1984, p. 12.
- 39) 溝口 1986, 156 頁; Mizoguchi and Takayama 1984, p. 46. なお「転換点」の概念・理論と、わが国への適応については南 1992, 220-226 頁参照。
- 40) 溝口 1986, 157 頁; Mizoguchi and Takayama 1984, p. 46; Oshima 1991, pp. 119-120.

## 文 献 目 録

- Ahn, Kook-Shin 1992. "Trends in the Size Distribution of Income in Korea," *Korean Social Science Journal* (Korean Social Science Research Council and Korean Social Science Committee for UNESCO), Vol. 8.
- Fields, Gary 1991. "Growth and Income Distribution," in George Psacharopoulos(ed.), *Essays on Poverty, Equity and Growth*, Oxford: Pergamon Press.
- 早川三代治 1944. 「所得分布に関する諸考察」, 日本統計学会編『国民所得とその分布』日本評論社.
- Hayakawa, Miyoji 1951. "The Application of Pareto's Law of Income to Japanese Data," *Econometrica*, Vol. 19, No. 2, April.
- 伊藤武夫 1974. 「第1次大戦後の東北農村と村民所得——新潟県米倉村の農民層分解に関する一考察」『新潟大学教養部研究紀要』第5集.
- 神奈川県県民部県史編集室 1982. 『神奈川県史 資料編 21 統計』.
- Kuznets, Simon 1955. "Economic Growth and Income Inequality," *American Economic Review*, Vol. 45, No. 1, March.
- 1963. "Quantitative Aspects of the Growth of Nations: VIII Distribution of Income by Size," *Economic Development and Cultural Change*, Vol. 11, No. 2, January.
- ロックウッド, W. W. (中山伊知郎監訳) 1958. 『日本の経済発展 上』東洋経済新報社. (Lockwood, W. W. *The Economic Development of Japan: Growth and Structural Change, 1868-1938*, London: Oxford University Press, 1955.)
- 南亮進 1992. 『日本の経済発展』(第2版) 東洋経済新報社.
- 南亮進・小野旭 1978 a. 「要素所得と分配率の推計——民間非1次産業」『経済研究』第29巻第2号, 4月.
- ・——1978 b. 「分配率の趨勢と変動」『経済研究』第29巻第3号, 7月.
- ・——1987. 「戦前日本の所得分布——戸数割資料による山口県の分析」『経済研究』第38巻第4号, 10月.
- ・——1988. 「戦前日本の所得分布——戸数割資料による産業別分析」『経済学研究』29(一橋大学), 4月.
- 南亮進・小野旭・高松信清 1981. 「戸数割資料による戦前期の所得分布の研究——その2 戸数割資料の沿革・内容・資料価値」デイスカッション・ペーパー・シリーズ No. 39. 一橋大学経済研究所.
- Mizoguchi, Toshiyuki 1985. "Economic Development Policy and Income Distribution: The Experience in East and Southeast Asia," *Developing Economies*, Vol. 23 No. 4, Dec.
- 溝口敏行 1986. 「日本の所得分布の長期変動」『経済研究』第37巻第2号, 4月.
- 1987. 「戦前日本の所得分布の変動とその要因——農家世帯を中心にして」『経済研究』第38巻第2号, 4月.
- 溝口敏行・高山憲之・寺崎康博 1978. 「戦後日本の所得分布II」『経済研究』第29巻第1号, 1月.
- Mizoguchi, Toshiyuki and Noriyuki Takayama 1984. *Equity and Poverty under Rapid Economic Growth: The Japanese Experience*, Tokyo: Kinokuniya.
- 内閣統計局 1924-26. 『大正9年 国勢調査報告 第4巻 府県の部 各府県』.
- 1933-34. 『昭和5年 国勢調査報告 第4巻 府県編 各府県』.
- 大蔵省主税局 1925. 『主税局第50回統計年報書 大正12年』.
- 1932. 『主税局第57回統計年報書 昭和5年』.
- 1939. 『主税局第64回統計年報書 昭和12年』.
- Ono, Akira and Tsunehiko Watanabe 1976. "Changes in Income Inequality in the Japanese Economy," in Hugh T. Patrick(ed.), *Japanese Industrialization and Its Social Consequences*, California: University of California Press.
- Oshima, Harry T. 1991. "Kuznets' Curve and Asian Income Distribution," in Toshiyuki Mizoguchi et al. (eds.), *Making Economies More Efficient and More Equitable: Factors Determining Income Distribution*, Tokyo: Kinokuniya.
- Otsuki, Toshiyuki and Nobukiyo Takamatsu 1982. "On the Measurement and Trend of Income Inequality in Prewar Japan," *Papers and Proceedings of the Conference on Japan's Historical Development Experience and the Contemporary Developing Countries*, Tokyo: International Development Center of Japan.
- 佐藤正広 1992. 「戸数割税務資料の特性と精度について——資料論的覚書」『経済研究』第43巻第3号, 7月.
- 汐見三郎・他 1933. 『国民所得の分配』有斐閣.
- Soitow, Lee 1968. "Long-Run Changes in British Income Inequality," *Economic History Review*, Vol. 21, No. 1, April.
- 総務庁統計局(監修) 1987. 『日本長期統計総覧』第1巻, 日本統計協会.
- 総理府統計局 1957. 『昭和31年 就業構造基本調査報告 上巻 全国編』.
- 1962. 『昭和15年 国勢調査報告 第2巻 産業・事業上の地位』.
- 高橋長太郎 1955. 『所得分布の変動様式』岩波書店.
- 寺崎康博 1986. 「戦前期の所得分布の変動: 展望」『長崎大学教養部紀要 人文科学篇』第26巻第2号, 3月.
- 1987. 「戦前期日本の所得分布の変動とその要因: 農家世帯を中心として」『経済研究』第38巻第2号, 4月.
- Wada, R.O. 1975. "Impact of Economic Growth on the Size Distribution of Income: The Postwar Experience of Japan," *Income Distribution, Employment and Economic Development in Southeast and East Asia*, Vol. 2, Japan Economic Research Center, Tokyo and Council for Asian Manpower Studies, Manila.
- 矢沢弘毅 1992. 「戦前期日本の高額所得者の地域間格差」, 未発表.

## 第2次大戦直後における所得分布の平等化要因\*

—高額所得者をめぐる環境変化とその評価—

谷沢弘毅・南 亮進

### 1. 問題の所在

われわれは南・キム・谷沢の論文で、第2次大戦直後に所得分布が急激に平等化したことを明かにし、その要因としていくつかの社会・経済的变化に注目する必要性を指摘した<sup>1)</sup>。しかしこれらの平等化要因を列挙するだけでは不十分であり、各要因が所得分布の平等化にどの程度の影響を与えたのかを論じなければならない。

もちろん、分析対象はきわめて広範囲であり、しかも各要因が複雑に影響しあっているため、要因別の影響を抽出することは容易ではない。ただし、いま所得を得ている集団を高額所得者と非高額所得者に分割すれば、所得分布の平等化を高額所得者の所得低下と非高額所得者の所得上昇に分解した上で、要因別の影響度がある程度は分析することが可能である<sup>2)</sup>。さいわい筆者は、1936年当時の高額所得者の集団特性と持株会社に代表される資産保全会社の特性を、それぞれ検討している<sup>3)</sup>。これらの先行研究を利用すれば、平等化要因の影響を高額所得者の所得低下の視点から検討することができる。

そこで本稿では、高額所得者の所得低下に与えた要因として、第2節で戦争被害・超インフレ、第3節で財閥解体、第4節で財産税・富裕税をとりあげ、その概要を整理する。そしてこれらの検討を踏まえて、第5節では各要因が高額所得者の所得低下に与えた影響を総合的に把握する一つの考え方を提示してみたい。

### 2. 戦争被害・超インフレ

まず戦争被害と超インフレを概観しておこう。我が国は、第2次大戦によって物的・人的被害を蒙ったが、物的被害を国富の被害総額で見ると653億円に達した<sup>4)</sup>。被害率(被害総額に終戦時の残存国富

額を加えた額のうち被害総額の占める割合)は、25%に及んだ。人的被害では、軍人・軍属の戦死傷・行方不明者が186万人(うち戦死者が156万人)、軍関係以外の統後被害者総数が66.8万人となっていた。

以上の物的・人的被害を地域別に見ると(表-1)、いずれも全国に占める都市圏の割合が高くなっている。すなわち被害総額のうち個人資産が大半を占める一般私有建築物の被害額では78.8%、統後被害者数では52.3%となり、いずれも地方圏より高くなっている。さらに統後被害者発生率(総人口に占める統後被害者数の割合)を見ても、都市圏が高くなっているが、府県別では原爆が投下された広島県(385.11%)・長崎県(273.91%)を除くと、東京都(168.52%)が他地域を大きく引き離している。このように東京都の物的・人的被害がかなり大きくなった背景には、1945年2-5月にかけて空襲を受けたことがあげられる。空襲は、東京都以外にも全国の100都市以上に及んでいるが、概ね都市圏ほど被害率や統後被害者発生率が高くなっている。

これに対して戦前(1936年)の高額所得者数も、地域別にみて都市圏に集中していた。いま高額所得者発生率(総世帯数に占める高額所得者数の割合)を見ると(表-1の右端)、都市圏(1.01%)が地方圏(0.09%)を上回っており、特に東京都(1.56%)・大阪府(1.41%)が他県を大きく引き離していた。以上のような戦争災害と高額所得者の地域別分布から判断すると、戦争災害は都市圏の高額所得者に物的・人的被害をもたらし、特に高額所得者の集中している東京都が他の大都市より大きな被害を受けることによって、個人資産の地域間格差を縮小させた。

一方、戦争直後から発生した超インフレも、所得分布に大きな影響を与えたと考えられる。1934-36年=1とした消費者物価指数(都市・農村の総合)は、

表-1 第2次大戦による地域別の物的・人的被害 1945年

	一般私有建築物の被害額		銃後被害者数		銃後被害者 発生率(‰)	高額所得者 発生率(‰)
	(100万円)	構成比(%)	(人)	構成比(%)		
全 国	12,652	100.0	668,315	100.0	49.93	0.59
都市圏	9,970	78.8	349,263	52.3	75.73	1.01
東京都	4,889	38.6	216,988	32.5	168.52	1.56
大阪府	1,968	15.6	39,436	5.9	43.91	1.41
その他	3,113	24.6	92,839	13.9	38.26	0.56
地方圏	2,682	21.2	319,052	47.7	36.40	0.09
広島県	459	3.6	147,207	22.0	385.11	0.16
長崎県	96	0.8	69,298	10.4	273.91	0.08
その他	2,127	16.8	102,547	15.3	12.61	0.08

- (注) 1. 都市圏とは東京・神奈川・愛知・京都・大阪・兵庫・福岡の7都府県, 地方圏とはそれ以外の県(但し沖縄県を除く)を示す。  
 2. 一般私有建築物とは、家屋税の対象となる私有建築物であり、住居・店舗・工場・倉庫等で構成されている。またその被害額は、空襲・艦砲射撃等による直接被害額であるため、腐化・疎開・補修不足等による間接被害額が除外されている。  
 3. 銃後被害者数とは、銃後人口における死亡・重軽傷・行方不明の合計を示す。なおここで被害とは、空襲・艦砲射撃等による直接の損耗であり、身体生命に異常のない衣食住罹災者は含まない。このため被害者の大半は、空襲被害者である。  
 4. 銃後被害者発生率とは、1935年の総世帯数に占める銃後被害者の割合を示す。  
 5. 高額所得者発生率とは、1935年の総世帯数に占める1936年の高額所得者(上位5000人)の割合を示す。ただし高額所得者の確認できた地域は、21府県にすぎないため、他の数値との比較には留意されたい。

(資料) 一般私有建築物の被害額は経済安定本部1947, 銃後被害者数は同1949, 高額所得者発生率は谷沢1992による。

46年(48.21)・47年(108.63)・48年(191.11)・49年(240.06)となり、すでに戦時中から上昇傾向にあったものの、戦争直後から急激に上昇した<sup>5)</sup>。特に食料費・被服費を中心とした消費財が極度に不足したため、消費財の価格上昇が激しかった。政府は、インフレの鎮静化を目的として公定価格を設定した価格統制や金融緊急措置(1946年3月)による預金封鎖・新円切替え等を実施したが、これらの措置は基本的には供給不足を解消するわけではなかった。このため公定価格を大幅に上回る価格での闇取引によって不足分を補わざるをえず、1947年12月の消費財の闇物価は公定物価の5.1倍に達した<sup>6)</sup>。また1947年10月当時、1世帯・1月当り飲食費824円のうち、闇商品向け支出が78%、配給商品向け支出が22%であり、家計にとって闇物資が不可欠となっていたのである<sup>7)</sup>。

このような闇取引をおこなって高所得を得た集団は、農林水産業者や消費財を仲介した闇商人であり、いわば従来の非高額所得者であった。これに対して高額所得者は、預金封鎖によって資産運用が制限されたほか、経済情勢の混乱のなかで適切な投資情報を入手できないまま、超インフレによる実質利子の低下によって、財産所得を目減りせざるをえなかった。この結果、1944-46年における個人所得の構

成比は(表-2)、個人業主所得(農林水産業+その他業種)が急増したのに対して、個人利子所得・個人配当所得(配当所得+役員賞与)がいずれも大幅に低下した。超インフレの発生は、闇商人や農家の所得を増大させた反面、高額所得者の所得を実質的に低下させて所得分布を平等化させたのである。

ただしこの超インフレは、数年を経て鎮静化に向い、闇価格と公定価格の乖離は1950-51年に至りほぼ解消した。さらにその後の労働組合による賃金上昇も加わり、上記の新興階層が高額所得者としての地位を保ったのは数年間に過ぎず、所得分布の平等化に与えた影響は限定的であった。これは、表-2における個人所得に占める個人業主所得の割合が、1946年以降低下したことでも確認できる。以上の事情を勘案すると超インフレは、終戦直後の短期間に高額所得者を中心として大きな打撃を与えたと言えよう。

### 3. 財閥解体の実施

財閥解体に関しては、独占禁止政策上から様々な政策が実施されたが、主に持株会社の解体と財閥関係者の人的支配力の排除に分けることができる。

まず持株会社の解体では、持株会社(あるいは財閥)の明確な定義を行なう必要があった。しかし現

表-2 要素別個人所得の推移

		個人所得(要素別)									
		勤労所得	個人業種所得		個人賃料所得	個人利子所得	個人配当所得	振替所得	その他	合計	
			農林業	その他							
伸 び	1936	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	1940	1.9	2.1	2.4	1.9	1.5	1.9	1.9	1.9	1.1	1.9
	1944	4.5	2.7	3.3	2.2	1.6	4.7	2.2	4.6	13.2	3.5
率 倍	1946	18.6	47.8	52.7	43.4	3.7	5.4	1.1	21.7	45.2	25.0
	1950	236.7	312.5	332.3	294.9	22.4	28.9	50.9	319.5	1800.0	211.1
	1955	545.3	527.6	573.5	486.6	83.8	132.3	139.7	1264.0	5640.5	437.0
構 成 比 (%)	1936	41.1	33.9	16.0	17.9	9.3	9.7	4.4	1.9	-0.3	100.0
	1940	40.2	37.0	19.9	17.1	7.1	9.6	4.4	1.8	-0.2	100.0
	1944	52.4	26.2	15.1	11.2	4.3	13.0	2.7	2.4	-1.1	100.0
	1946	30.5	64.7	33.7	31.1	1.4	2.1	0.2	1.6	-0.5	100.0
	1950	46.1	50.2	25.1	25.0	1.0	1.3	1.1	2.8	-2.5	100.0
	1955	51.3	40.9	21.0	19.9	1.8	2.9	1.4	5.4	-3.7	100.0

(注) 1. 1936-44は歴年, 1946-55は会計年度である。  
 2. 個人配当所得とは、(配当所得+役員賞与)である。  
 3. その他とは、(海外からの純所得-消費者負債利子-社会保険負担)である。  
 (資料) 経済企画庁 1963.

実には、持株会社整理委員会令(以下、整理委員会令という)において、持株会社を「本令ノ定ムル所ニ依リ指定セラルル会社」(第1条)としながらも、具体的な指定基準が何も示されないまま、持株会社整理委員会によって総計83社が持株会社(指定持株会社)に指定された。このうち高額所得者による閉鎖的な純粋持株会社は21社にすぎず、残り62社は純粋持株会社の子会社か、財閥家族外からも資本を調達した同族支配の弱い事業持株会社であり、指定持株会社は多様な会社で構成されていた。そして83社のうち42社が解散させられ、さらに42社のうち26社が第2会社を設立して現業部門等を承継することとなった<sup>9)</sup>。終戦直前には、財閥家族が設立した純粋持株会社でも、その株式が財閥一族のみで保有されていたわけではない。しかし解体の対象となった財閥では、財閥家族が所有していた持株会社の株式は膨大な金額であったため、持株会社の解体は一族の所得低下に大きな影響を与えたと予想される。もっとも所得源泉という視点からみると、持株会社の解体を実施しても、その他の企業からの配当・役員賞与等が制限されていなかった。また財閥関係者の人的支配力を排除するためにも、彼らの保有している有価証券の処分(経済的支配力の排除)と会社役員の新任制限(経営的支配力の排除)という2つの措置が必要であった。これらを一括して行なった措置として、証券保有制限令(1946年11月)と整理委員会令の改正に伴う措置(改正整理委員

会令; 1946年12月)があげられる。まず証券保有制限令では、財閥関連企業の役員・従業員等に対して、会社が自己の計算において取得させた株式(名義人保有株)を処分させるとともに、将来にわたって他社の役員を兼任すること等を禁じた。また改正整理委員会令では、10財閥(三井・岩崎・住友・安田・鮎川・浅野・古河・川崎・中島・野村)の構成員(指定者)56人に限定して、全ての保有証券を整理委員会へ移譲させた上で、後日売却処分した。さらに指定者を、全ての会社役員から辞任させたほか、その後も原則として会社役員に就任することを禁じた。

これらの措置のうち保有株式の処分についてみると(表-3)、証券保有制限令では総数3585万株(払込金額1545百万円)、改正整理委員会令では総数1050万株(同、497百万円)が処分されるなど、大量の株式が財閥関係者から市中に放出された。処分に当たっては、両措置とも当該発行会社の従業員への売却を最優先させたほか、全株式数に占める特定個人の持株比率が1%以上にならないように分散化された<sup>9)</sup>。このため処分先を処分金額の構成比で見ると、ほぼ3割前後が従業員に売却されるなど、少数の大株主に代わって多数の零細株主が生まれた。ただし処分価格は、市場価格に近接した水準であったため<sup>10)</sup>、従業員は証券の買受順位で優先されたに過ぎず、価格面で特に優遇されたわけではない。なお改正整理委員会令では、指定者に対する処分代金の支

表-3 保有株式の処分内訳 1950年

	処分株式の内訳			処分先(%)			
	会社数 (社)	株式数 (1000株)	払込金額 (100万円)	従業員	地方居住者	一 般	その他
証券保有 制限令	615	35,854	1,545	33.4	23.5	41.7	1.4
改正整理 委員会令	*	10,520	488	26.4	入札: 37.7 売出: 35.9		
合 計	*	46,374	2,033	—	—	—	—

(注) 1. 改正整理委員会令の処分株式は予定数、処分先は1950年3月31日現在の数値である。

2. 処分株式の会社数のうち\*印は、不明を示す。

(資料) 持株会社整理委員会 1951.

私が10年以上据え置き登録国債によって行なわれた。このため当時の超インフレによって、弁済方法に伴う資産の目減りが発生したと言えよう。

一方、経営的支配力の排除は、さらに第2次公職追放・財閥同族支配力排除法によって拡充された。この背景には、指定者56人の役員就任を厳しく制限したとしても、指定者に指名された経済人(いわゆる財閥アポイント)が、指定者の支配力を温存させる可能性があったためである。この財閥アポイントの影響力を排除するために、まず現・元企業役員(役員経験者)を対象とした第2次公職追放(1947年1月・同7月)が実施された。追放対象者は、公職につくことのほか、執務場所等への出入りを禁じられるなど、厳格な排除措置がこうじられたが、同人の配偶者及び三親等内の親族も同様の措置がとられた。そして1947年1月には682人、同7月には1230人が対象となり、合計2000人近くの役員経験者が一挙に追放された<sup>11)</sup>。さらに財閥同族支配力排除法(1948年1月)では、財閥同籍者(指定者と同一戸籍に属している者)と同役員経験者が財閥子会社の役員から辞任させられたほか、10年間はその役職に就任することも禁じられた。同法による追放対象者は、財閥同籍者255人・役員経験者3625人に及んだ<sup>12)</sup>。

以上のような財閥解体の各措置は、労働運動の激化・朝鮮戦争の勃発等から、1951年末までに一切解除されることとなった。しかしこの段階では、財閥家族の場合、経済的・経営的支配力が完全に排除され所得基盤がすべて解体していた。他方、財閥系企業の役員経験者については、財閥支配力排除法による追放者のほとんどが元の役職には復帰しなかった<sup>13)</sup>。もっともこの事実から、人的支配力の排除措置が所得分布の平等化に影響を与えたと結論付けることは難しい。なぜなら当時の大企業役員のうち、

どの程度の割合がこの措置によって追放されたのか、全体としての政策効果については研究が行なわれていないためである。ちなみに財閥同族支配力排除法の対象役員経験者のうち、663人がすでに死亡していたほか、第2次公職追放と重複して指定された者が758人いたため<sup>14)</sup>、新たに追放された役員経験者数は2200人程度(うち現役員数は、わずかに145人<sup>15)</sup>)にとどまっていた。この点で対象者の指定基準は、持株会社の場合と同様に不明確であり、実際に追放された人数や所得分布に対する影響は比較的小さかった可能性がある。そして現役員と元役員の所得水準にはバラツキがあったはずであり、排除措置が高額所得者のみを対象としていたと考えることは難しい。

むしろ所得分布の視点から重要なのは、役員というポストの所得が、戦前・戦後でどのように変化したか、という点である。もし戦後の役員所得が戦前と同様に高水準であるなら、新役員が旧役員と入れ替わったに過ぎず、所得分布には影響を与えないからである。そこでこの点を確認するため、電力業の大手5社(戦前:東京電灯・東邦電力・日本電力・大同電力・宇治川電気、戦後:東京電力・関西電力・中部電力・東北電力・九州電力)の役員賞与を1936年度と1955年度で比較した<sup>16)</sup>。まず役員1人当り賞与は、36年度が30千円、55年度が528千円である。これを両時点における1世帯・1ヶ月当り個人所得で割ると、36年度が334.2ヶ月、55年度が17.9ヶ月となり、戦後に至って役員賞与が相対的に低下したことが確認できる。さらに戦前には、役員の兼務が盛んに行なわれていたことを考慮すると、戦前・戦後の差はこの数字以上に拡大しよう。

このような役員賞与の大幅な低下は、企業内における株主・役員・労働者の発言力の変化から検討する必要がある。なぜなら企業内の付加価値は、主に

配当・役員賞与・賃金・内部留保に分配されるからである。まず株主では、すでに会社利益配当及資金融通令(1939年4月)・会社経理統制令(1940年10月)によって、配当が主務大臣の許可事項として規制されたほか、戦後には会社配当等制限禁止令(1946年4月)・会社利益配当等臨時措置法(1947年12月)によって引き続き抑制された<sup>17)</sup>。また役員でも、会社経理統制令によって賞与が主務大臣の許可事項となった<sup>18)</sup>。これらの配当・役員賞与の統制を反映して、1936年=1とした個人配当所得は(表-2)、44年に2.2倍となったにすぎず、すでに戦前期において個人所得(3.5倍)より低い伸びとなっていた。

反対に労働者については、すでに1938年から産業報国会が設立されて労働者の経営参加が開始されていたほか、戦後になると労働組合の設立が活発化したり経営協議会が設置されて、さらに経営参加が進んだ<sup>19)</sup>。特に労働組合の組織率は、戦前の10%未満に対して1940年代後半には50%以上に達しており、戦後になって労働者の発言力が大幅に増大したと考えられる。以上のように戦後に発生した役員賞与の大幅な低下は、戦時統制が根底にあり、それに戦後の企業内における労働者の発言力の増大と株主・役員の発言力の低下を、直接的な原因として発生したといえる。これは戦後になって個人所得に占める財産所得の割合が低下したこと(表-2)や、民間非1次産業の労働分配率が戦前から戦後に大きく上昇したという南・小野の推計結果<sup>20)</sup>によっても裏付けられる。特に労働分配率の上昇は、財産所得に代表される非賃金所得の高額・非高額所得者間格差が賃金所得の格差より大きいこと、所得分布の平等化をもたらした<sup>21)</sup>。

#### 4. 財産税・富裕税の実施

財閥解体とともに高額所得者の所得低下をもたらした制度的要因として、資産課税(財産税・富裕税)の実施があげられる。まず財産税は、戦後の財政再建と超インフレの抑制を目的として1946-51年度の6年間実施された個人資産税である。その課税価格は、調査時期(1946年3月3日午前零時時点)における財産価額から債務金額を控除した純資産額であった。課税対象は日常の生活用品にまで及び、布団が2組・衣類が1人30組以下(和・洋服を含む)・箆箆が同居家族1人につき1組半までというように、極めて厳しいものであった。これらの課税価額の把握は、臨時財産調査令(1945年2月)にもとづき金

融・証券業界の全面的協力のもとで実施されたため<sup>22)</sup>、実態に比較的近い把握が行なわれたと想像される。免税点が純資産額50万円と低水準であり、それ以上の資産額を14区分に分類した上で、各階層に対して超過累進税率を適用した。そして最高課税価額階層(1500万円超)の税率が90%と、極めて高水準の税率が課された。

時系列の納税人員(申告ベース)を見ると、1946・47年度計が2125千人、48年度が38千人、49年度が0.6千人となっている<sup>23)</sup>。1946年度の数値が不明のため、正確な判断は難しいが、納税人員が年を追って急激に低下した背景には、1946年度の徴税で高額所得者の資産の大半が没収されて、以後の課税価額が大幅に低下したためと想像される。また1946・47年度計の納税者比率(納税人員を総世帯数(15871千戸)で割った値)は約13%に達しており、高額所得者を広範にカバーしていたことがわかる。同時期の納税人員当りの課税価額は56千円、同納税額は19千円であるため(表-4)、納税人員当りの実効税率は34%であり、特に1500万円を超えた超高額所得者(187人)の実効税率は89%に達した。財産税の実施時期は、超インフレのもとでストック価格が上昇したため、実質的な累進度が上昇したほか、所得低下に伴って税負担力が低下したため、高額所得者にとってかなり重税であったと考えられる。

課税価額の資産項目別内訳をみると(表-5)、その構成比は「金融資産」(44%)「土地」(20%)「家屋ほか」(18%)となり、「金融資産」の比率が高かった。特に指定者では、その総資産のうち有価証券が76%、その他の財産(動産・不動産)が24%となっており<sup>24)</sup>、高額所得者ほど金融資産の割合が高くなっていた。なお当時の混乱した経済状況のなかで、財産税額全てを金納で支払うことは不可能であり、物納を行なうことも多かった。このため1946・47年度計の物納額が課税価額に占める割合は、32%に達していた。また物納額の総額に占める項目別構成比は、「金融資金」が53%となっていた。特に物納された有価証券は、後日、市中で売却されたため、これも所得分布の平等化に影響を与えたと考えられる。

一方、富裕税は、シャープ勧告にもとづき個人所得税の補完税として、1950-52年度の3か年に実施された個人資産税である。課税価額は、財産税と同様に純資産額であるが、免税点が500万円とかなり高い水準に設定された。ただし課税価額の把握にあ

表-4 財産税の課税状況 1946・47年度計

課税資産階層 (千円)	税率(%)	納税人員 (人)	課税価額 (百万円)	納税額 (百万円)	1人当り(千円, %)		
					課税価額	納税額	実効税率
110 以下	25	243,797	5,884	72	24	0.30	1.22
120 以下	30	216,711	5,658	199	26	0.92	3.52
130 以下	35	185,180	5,179	303	28	1.64	5.85
150 以下	40	289,521	8,956	831	31	2.87	9.28
170 以下	45	209,045	7,354	984	35	4.71	13.38
200 以下	50	221,984	8,963	1,616	40	7.28	18.03
300 以下	55	362,293	18,937	5,036	52	13.90	26.59
500 以下	60	232,687	18,756	7,103	81	30.53	37.87
1,000 以下	65	119,330	16,729	8,171	140	68.47	48.84
1,500 以下	70	24,818	6,233	3,539	251	142.60	56.78
3,000 以下	75	15,204	6,473	4,097	426	269.47	63.29
5,000 以下	80	3,330	2,732	1,908	820	572.97	69.84
15,000 以下	85	1,518	2,834	2,172	1,867	1,430.83	76.64
15,000 超	90	187	5,147	4,567	27,524	24,422.26	88.73
合 計	—	2,125,605	119,835	40,598	56	19.10	33.88

(注) 税率とは課税資産階層別の超過累進税率, 実効税率とは納税額が課税価額に占める比率を示す。

(資料) 国税庁 1948, 194頁。

表-5 財産税の課税・物納内訳 1946・47年度計

	課税価額 (百万円)	構成比(%)	物納額		
			(百万円)	構成比(%)	
資 産 項 目 別	土 地	27,282	20.4	2,946	22.3
	田・畑	10,498	7.9	1,592	12.1
	宅地	13,315	10.0	793	6.0
	山林ほか	3,469	2.6	561	4.3
	家屋ほか	24,070	18.0	827	6.3
	立 木	5,635	4.2	1,640	12.4
	金融資産	58,413	43.7	7,028	53.3
	有価証券ほか	18,425	13.8	2,630	19.9
	預貯金	37,893	28.4	4,398	33.3
	債権ほか	2,095	1.6	0	0.0
	家庭用動産ほか	5,641	4.2	0	0.0
機械・製品・原材料ほか	12,548	9.4	753	5.7	
小 計	133,589	100.0	13,194	100.0	
控 除 額	13,754	10.3	—	—	
合 計	119,835	89.7	—	—	

- (注) 1. 家屋ほかには、家屋以外に築造物を含む。  
 2. 有価証券ほかには、国債・地方債・社債・株式を含む。  
 3. 債権ほかには、合同運用信託受益金・年金保険等を含む。  
 4. 家庭用動産ほかには、書画・骨董を含む。  
 5. 機械・製品・原材料ほかには、無体財産権・農産物・鉱業権及び同使用権・船舶を含む。  
 6. 控除額には、債務以外に公租公課などを含む。  
 7. 物納額の内訳は、許可額を示す。このため未処分類(827百万円)が含まれていない。

(資料) 国税庁 1948, 196-199頁。

たつて、財産税のときのような厳密な資産調査が実施されなかったため<sup>25)</sup>、その補捉率は財産税よりも低下していたと考えられる。また税形態は、財産税と同様に超過累進税を採用していたが、税率の階層

区分が財産税では14区分であったのに対して、富裕税では4区分と大幅に簡略化されており、最高課税価額階層(5000万円超)の税率でも、わずか3%に過ぎなかった。

表-6 富裕税の課税状況 1950年度

課税資産階層 (万円)	税率(%)	納税人員 (人)	課税価額 (百万円)	納税額 (百万円)	1人当り(千円, %)		
					課税価格	納税額	実効税率
1,000 以下	0.5	19,261	70,868	85	3,679	4.41	0.12
2,000 以下	1.0	5,016	35,278	155	7,033	30.90	0.44
5,000 以下	2.0	1,545	21,994	227	14,236	146.93	1.03
5,000 超	3.0	259	9,351	186	36,104	718.15	1.99
合 計	—	26,081	137,491	653	5,272	25.04	0.47

(注) 税率とは課税資産階層別の超過累進税率、実効税率とは納税額が課税価額に占める比率を示す。

(資料) 国税庁 1951, 178頁。

時系列の納税人員数(申告ベース)をみると、1950年度が26千人、51年度が31千人、52年度が47千人であり、財産税と異なり毎年継続的に徴収されている<sup>26)</sup>。50年度の納税者比率は0.2%に過ぎず、財産税の13%よりかなり小さくなっている。また1950年度における納税人員平均の実効税率は0.47%となっており(表-6)、5000万円を超えた資産階層でも2%弱に過ぎない。富裕税が実施された時期には超インフレが収束していたことも勘案すると、上記の数字は富裕税が財産税と比較して高額所得者にとって負担が軽かったことを物語っている。

## 5. 要約と評価

以上の議論を要約すると、第2次大戦直後における所得分布の平等化要因のうち、財産税と超インフレによる高額所得者の所得低下が重要であったと考えられる。特に財産税の実施は、全世帯の1割以上を対象として極めて高い税率を適用したため、高額所得者の所得低下に一番大きな影響を与えた。また超インフレは、高額所得者の財産所得の低下に大きな影響を与えたが、あくまで資産の没収ではないため、財産税ほどの影響はなかった。さらに富裕税では、財産税と比較して、実効税率が大幅に低下したほかインフレ率も低かったため、所得分布には実質的に影響を与えなかった。

これに対して戦争災害と財閥解体に関連した措置は、一部の高額所得者に限定的ながら大きな影響を与えた。すなわち戦争災害は、地域別にみて高額所得者の集中している東京都を直撃して、同地域における高額所得者の個人資産を破壊した。他方、財閥解体の諸施策では、まず解体された純粋持株会社21社のうち、特に10財閥・指定者56人に対しては、保有資産の処分や就業機会の撤廃等、あらゆる所得機会を奪うなど、所得低下に極めて大きな影響を与えた。また財閥系企業の役員経験者を対象とした人

的支配力の排除措置は、その影響がどの程度あったかを正確に判断することは難しい。ただし彼らの所得低下は、直接的には人的支配力の排除措置ではなく、戦時統制によって役員・株主の発言力が低下していた下地のもとで、戦後における労働組合の組織化等に代表される労働者の発言力が増大したことによるものであった。

もっとも財閥解体の影響に関しては、以下の2点を指摘しておきたい。第一に、財閥に代表されるファミリー・コンツェルンは、財閥解体の措置で対象となったものだけしか存在しなかったのかどうか、という点である。財閥の定義は、現在でも確定していないが、1936年当時の財閥数は70に達していたことが谷沢によって確認されている<sup>27)</sup>。この点では、10財閥(あるいは拡大して21財閥)以外にも多数の中小財閥が存在していたわけであり、財閥解体の措置はトップクラスの財閥に限定されていたといえよう。さらにこれらの財閥家族以外にも、戦前的高額所得者のうちには、資産の保全・運用を目的として資産保全会社を設立した者(保全家族)が多数おり、ちなみに1936年の資産保全会社数は1645社であった<sup>28)</sup>。これらの資産保全会社を設立した人々(資産保全家族)の経歴は多様であり、あるものは特定の家業を経営していたり、またある者は大企業役員(あるいはその子孫)であった。しかしいずれの場合も、その所得を資産保全会社を通じて有価証券・不動産に投資したり、家業の拡大に活用していた点では共通していた。いま、70財閥の持株会社以外の資産保全会社を保全会社と呼べば<sup>29)</sup>、保全会社の総数は1565社であり、払込資本金50万円以上の保全会社に限定すると131社あった<sup>30)</sup>。このため財閥解体の措置は、資産保全家族の一部に適用されたにすぎなかった。

第二に、これらの資産保全家族が高額所得者のなかで、どの程度の割合を占めていたか、という点で

表-7 上位5,000人の資産保全会社内訳 1936年

	人数 (人)	構成比	平均所得	
			(円)	全世帯比
資産保全家族	259	5.2	172,914	192.1
財閥家族	149	3.0	233,334	259.3
保全家族	110	2.2	92,335	102.6
未組織家族	4,741	94.8	51,748	57.5
合計	5,000	100.0	57,983	64.4

- (注) 1. 資産保全家族とは資産保全会社を設立した人々、未組織家族とは資産保全会社を設立していなかった人々を示す。  
 2. 平均所得とは、第三種所得税の課税所得(第三種所得)を示す。  
 3. 全世帯比とは、全世帯の平均所得(900円)に対する各集団の平均所得の倍率を示す。

(資料) 谷沢 1992.

ある。1936年時点における全国の高額所得者上位5000人のうち、資産保全家族は259人(財閥家族は149人、保全家族は110人)、資産保全会社を設立していなかった人々(未組織家族)は4741人であり、圧倒的に未組織家族が多かった(表-7)。そして5000人の大半は、地域別には都市圏の居住者、業種別には第3次産業の従業者といった人々であったことが確認されている<sup>31)</sup>。これらのグループは、必ずしも同質的な事業形態であったわけではないが、主要なグループは中小企業のオーナーや大企業の役員であったと想像される。さらに就業状態別では、無職の者が351人(全体の7%)いたが<sup>32)</sup>、これらの人々は地主・金利生活者・華族などの資産家であったと想像される。もちろん資産保全家族と未組織家族の平均所得を比較すると、資産保全家族のほうが未組織家族より高いが、戦前の高額所得者が以上のように多様な集団から構成されていた点でも、財閥解体の措置は高額所得者の一部に適用されたと考えられる。

そして財閥解体措置では、21財閥以外の資産保全会社が解体されなかったほか、指定者10家族以外の資産保全家族に対しては、資産没収が行なわれなかった。これらの事実は、戦前の高額所得者(の家系)が、戦後の経済成長のなかで家業を継承・発展させることより、引き続き高所得を獲得することができたことを暗示するものである。市川洋は、戦前の高額所得者のうちには、戦前にすでに建設業・製菓業等を家業としていた資産保全家族の家系が存在することを示唆している<sup>33)</sup>。もちろんこれらの家系でも、戦後に至って持株比率や役員賞与等が低下し

たほか、独占禁止法(1947年3月)第9条によって純粋持株会社が禁止されたため、所得水準の実質的な低下がもたらされたはずである<sup>34)</sup>。しかしそれにもかかわらず、社内における経営者の地位を維持することによって高所得を獲得していた。このため高額所得者内部の順位についてみると、財閥解体の措置は10財閥関係者の順位を低下させた反面、中小財閥家族・保全家族や、都市部の自営業オーナー等の順位を上昇させた可能性がある。そして繰り返して言う、財産税・超インフレが高額所得者の所得を一律に低下させたのに対して、財閥解体に対する一連の措置は、当時の高額所得者の集団特性のなかで、限定的な影響しか及ぼさなかったと判断することができる。

(前任信基礎研究所・一橋大学経済研究所)

## 注

- \* 本稿の作成にあたっては、牧野文夫東京学芸大学助教授・及び一橋大学大学院南ゼミの院生各氏から、多くの貴重な指摘を受けた。ここに深く感謝の意を表したい。
- 1) 南・キム・谷沢 1993.
  - 2) 所得分布の不平等度は、厳密には2集団の平均所得以外に各集団内の分散の程度にも影響されるが、本稿では第一次接近として平均所得を分析対象とする。
  - 3) 谷沢 1991, 1992.
  - 4) 以下、全国計の物的・人的被害の数字は、経済安定本部 1949. による。
  - 5) 大川ほか 1966. 136 頁。
  - 6) 大蔵省財政史室 1978. 64 頁。
  - 7) ダイヤモンド 1947. 6 頁。
  - 8) 大蔵省財政史室 1981. 265 頁。
  - 9) 大蔵省財政史室 1981. 366-367 頁。
  - 10) ちなみに改正整理委員会令の場合、市場価格=100 とすると従業員処分(95.2)・入札処分(95.1)・一般売出(97.7)であった(持株会社整理委員会 1951. 447 頁)。
  - 11) 大蔵省財政史室 1981. 313-315 頁。
  - 12) 大蔵省財政史室 1981. 329-330 頁。
  - 13) 宮島 1991. 138-139 頁。
  - 14) 大蔵省財政史室 1981. 337 頁の(注 22)の表を参照。
  - 15) 宮島 1991. 139 頁。
  - 16) 役員の所得を比較するには、本来、役員報酬と役員賞与の合計額を比較すべきであるが、役員報酬のデータが入手不可能であるため断念せざるをえない。このため利益金処分における役員賞与額(予定額)を、1936年度は『株式年鑑(昭和12年度)』(大阪屋商店編 1937.)、1955年度は各社有価証券報告書から、それぞれ2期分を合計した。
  - 17) 戦前については岡崎 1993. 110-113 頁、戦後については岡崎 1993. 125 頁。

- 18) 岡崎 1993. 113 頁.  
 19) 戦前については岡崎 1993. 109 頁, 戦後については岡崎 1993. 124-125 頁.  
 20) 南・小野 1978. 164 頁.  
 21) 労働分配率と所得分布の関係については, 南・キム・谷沢 1993. の(注-31)を参照.  
 22) 大蔵省財政史室 1981. 307 頁.  
 23) 大蔵省財政史室 1977. 328-329 頁.  
 24) 国税庁 1948-52. の財産税関連統計より採用.  
 25) 大蔵省財政史室 1977. 488-497 頁.  
 26) 国税庁 1951-53. の富裕税関連統計より採用.  
 27) 谷沢 1991. 25 頁. なお財閥の厳密な定義は, 谷沢 1991. の(3-2)を参照.  
 28) 大蔵省主税局 1937. なお同書では, 本稿の資産保全会社のことを単に保全会社と記述している. すなわち, 保全会社を「法第7条の2に該当する法人で, 有価証券または不動産の保全を主な目的とするもの」と定義しているからである. 本稿でも本来, この用語を使用すべきであるが, 以下の議論を明確にするため, あえて資産保全会社と呼ぶこととする.  
 29) 保全会社の厳密な定義は, 谷沢 1991. の(3-1)を参照.  
 30) 谷沢 1991. 20 頁.  
 31) 谷沢 1992. 176 頁.  
 32) 谷沢 1992. 162-163 頁.  
 33) 市川 1991. 18 頁の表2を参照.  
 34) ただし独禁法(第9条)における純粋持株会社の規定では, 経営支配を伴わない単なる株式投資会社が除外されたため, 戦前の資産保全会社の大半は実質的にも戦後も存在することが可能となった.
- 正常経済の關係一』ダイヤモンド社(編)『ダイヤモンド』1947年3月21日号.  
 市川洋 1991. 『長者番付の研究』講談社.  
 経済安定本部(編)1947. 『今次戦争による国富被害算定方法』.  
 経済安定本部(編)1949. 『太平洋戦争による我国の被害総合報告書』.  
 経済企画庁(編)1963. 『昭和38年版国民所得白書』.  
 国税庁 1948-53. 『国税庁統計年報書』(第73-78回).  
 南亮進・小野旭 1978. 「要素所得と分配率の推計—民間非1次産業」『経済研究』第29巻第2号, 4月.  
 南亮進・K. キム・谷沢弘毅 1993. 「所得分布の長期変動; 推計と分析」『経済研究』第44巻4号, 10月.  
 宮島英昭 1991. 「「財界追放」と新経営者の登場—日本企業の特徴はいかにして形成されたか—」中央公論社編『Will』1991年7月号.  
 持株会社整理委員会編 1951. 『日本財閥とその解体』.  
 大川一司ほか 1966. 『物価』長期経済統計第8巻, 東洋経済新報社.  
 大蔵省主税局 1937. 『主税局第63回統計年報書』.  
 大蔵省財政史室(編)1977. 『昭和財政史—終戦から講和まで』第8巻(租税(2)・税務行政), 東洋経済新報社.  
 大蔵省財政史室(編)1978. 『昭和財政史—終戦から講和まで』第19巻(統計), 東洋経済新報社.  
 大蔵省財政史室(編)1981. 『昭和財政史—終戦から講和まで』第2巻(独占禁止), 東洋経済新報社.  
 岡崎哲二 1993. 「企業システム」岡崎哲二・奥野正寛(編)『現代日本経済システムの源流』日本経済新聞社.  
 谷沢弘毅 1991. 「昭和戦前期における財閥・保全集團の概要」, 未発表.  
 谷沢弘毅 1992. 「高額所得者の分布に関する戦前・戦後比較」『日本経済研究』(日本経済研究センター)第23巻, 7月.

## 文献目録

ダイヤモンド 1947. 「氷山型経済とは何か—ヤミ経済と

## 農業経済研究 第65巻第2号

(発売中)

—1993年度大会討論会報告—

会長挨拶 .....	黒柳俊雄
座長挨拶 .....	伊藤喜雄
<b>報告</b>	
農民層分解論の概括と担い手問題 .....	宇佐美 繁
新しい担い手層の形成 .....	笛木 昭
—産業型自立経営の現段階—	
若い担い手の意識と行動 .....	大原興太郎
—異質なものととの共存による主体形成—	
コメント .....	酒井惇一, 田畑 保, 長 憲次
合同討論	
個別報告	

B5判・74頁・定価1240円 日本農業経済学会編集・発行/岩波書店発売